様式第30（第79条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

定　期　報　告　書

殿

年　　月　　日

住　所
法人名
法人名（英語表記）
法人番号
銘柄コード
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１１５条第１項又は第１１９条第１項の規定に基づき、次のとおり報告します。

特定荷主番号又は認定管理統括荷主番号												
特定排出者番号												
事業者の名称												
主たる事務所の所在地	〒 電話（　　－　　－　　）											
主たる事業												
細分類番号												
主たる事業を所管する大臣												
作成担当者 連絡先	職名 氏名 電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） メールアドレス											
前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無　　有・無 有の場合 変更前の事業者の名称　： 変更前の事業者の所在地　：〒												

第１表　エネルギー使用量等

１－１　エネルギーの使用量及び荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

識別	区分		算定方法		エネルギー使用量 熱量GJ	荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量	
				前年度からの変更		連携分を除いたエネルギー使用量GJ	連携分のエネルギー使用量GJ
	自家輸送	貨物自動車（　　）		有／無			
		その他（　　）		有／無			
		貨物自動車（　　）		有／無			
		貨物自動車（　　）		有／無			
	委託輸送	貨物自動車（　　）		有／無			
		貨物自動車（　　）		有／無			
		貨物自動車（　　）		有／無			
		船舶（　　）		有／無			
		船舶（　　）		有／無			
		鉄道（　　）		有／無			
		航空機（　　）		有／無			
合　計　GJ							
うち非化石　GJ							
原油換算 kl					⑥－１	⑥－２	
うち非化石　kl							
前年度原油換算 kl							
対前年度比（%）							

補足　エネルギー使用量の算定方法に関して

付表１　燃料法によるエネルギー使用量等の算定

識別	区分			エネルギー使用量		荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量			
						連携分を除いたエネルギー使用量GJ		連携分のエネルギー使用量GJ	
				数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ
	自家輸送	貨物自動車（　　）	揮発油	kl		kl		kl	
			軽油	kl		kl		kl	
			（　　）						
			（　　）						
		その他（　　）	（　　）						
			（　　）						
	委託輸送	貨物自動車（　　）	揮発油	kl		kl		kl	
			軽油	kl		kl		kl	
			（　　）						
			（　　）						
		船舶（　　）	Ａ重油	kl		kl		kl	
			Ｂ・Ｃ重油	kl		kl		kl	
			（　　）						
		鉄道（　　）	軽油	kl		kl		kl	
			電気	千kWh		千kWh		千kWh	
			（　　）						
		航空機（　　）	ジェット燃料油	kl		kl		kl	
			揮発油	kl		kl		kl	
			（　　）						
合計									

補足　燃料法によるエネルギー使用量の算定に関して

付表２　燃費法によるエネルギー使用量等の算定

識別	区分			輸送距離（km）	エネルギー使用量		荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量				（参考）平均燃費
							連携分を除いたエネルギー使用量GJ		連携分のエネルギー使用量GJ		
					数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	
	自家輸送	貨物自動車（　）	揮発油		kl		kl		kl		km/l
			軽油		kl		kl		kl		km/l
			（　）								
			（　）								
		その他（　）	（　）								
			（　）								
	委託輸送	貨物自動車（　）	揮発油		kl		kl		kl		km/l
			軽油		kl		kl		kl		km/l
			（　）								
			（　）								
		船舶（　）	A重油		kl		kl		kl		km/l
			B・C重油		kl		kl		kl		km/l
			（　）								
		鉄道（　）	軽油		kl		kl		kl		km/l
			電気		千kWh		千kWh		千kWh		km/千kWh
			（　）								
		航空機（　）	ジェット燃料油		kl		kl		kl		km/kl
			揮発油		kl		kl		kl		km/kl
			（　）								
合計											

補足　燃費法によるエネルギー使用量の算定に関して

付表３　トンキロ法によるエネルギー使用量等の算定

識別	区分				輸送量（千トンキロ）	エネルギー使用量		荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量				（参考）平均積載率	（参考）エネルギー消費原単位（kl/トンキロ）
								連携分を除いたエネルギー使用量GJ		連携分のエネルギー使用量GJ			
			燃料	最大積載量（kg）		数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ		
	自家輸送	貨物自動車（　）	揮発油	～499		kl		kl		kl		%	
				500～1,499		kl		kl		kl		%	
				1,500～		kl		kl		kl		%	
			軽油	～999		kl		kl		kl		%	
				1,000～1,999		kl		kl		kl		%	
				2,000～3,999		kl		kl		kl		%	
				4,000～5,999		kl		kl		kl		%	
				6,000～7,999		kl		kl		kl		%	
				8,000～9,999		kl		kl		kl		%	
				10,000～11,999		kl		kl		kl		%	
				12,000～16,999		kl		kl		kl		%	
				17,000～		kl		kl		kl		%	
			その他（　）	（　　）		kl		kl		kl			
		その他（　）	（　　）										
			（　　）										
	委託輸送	貨物自動車（　）	揮発油	～499		kl		kl		kl		%	
				500～1,499		kl		kl		kl		%	
				1,500～		kl		kl		kl		%	
			軽油	～999		kl		kl		kl		%	
				1,000～1,999		kl		kl		kl		%	
				2,000～3,999		kl		kl		kl		%	
				4,000～5,999		kl		kl		kl		%	

				6,000～7,999		kl		kl		kl		%	
				8,000～9,999		kl		kl		kl		%	
				10,000～11,999		kl		kl		kl		%	
				12,000～16,999		kl		kl		kl		%	
				17,000～		kl		kl		kl		%	
			その他（　）	（　　）		kl		kl		kl			
		船舶	（　　）										
			（　　）										
		鉄道	（　　）										
		航空機	（　　）										
合計													

補足　トンキロ法によるエネルギー使用量の算定に関して

１－２　証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

クレジット特定番号等	無効化及び償却日又は移転日	非化石エネルギー量
		kWh
		kWh
		kWh

備考　１　本表は、証書等の種別ごとに記載すること。
２　算定に用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
３　証書等は、無効化及び償却日又は移転日ごとに記載すること。
４　クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。
５　無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。
６　非化石エネルギー量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
７　本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

１－３　電気供給事業者から購入した電力の種別及び非化石エネルギー割合に係る情報

メニュー名	使　用　量		非化石メニューにおける非化石割合又は非化石証書使用状況
１．	kWh	kl	%
２．	kWh	kl	%
３．	kWh	kl	%

2　荷主連携省エネルギー措置の実績

2－1　荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

2－2　荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量の算出の方法

2－3　荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		荷主連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		荷主連携省エネルギー措置に係る換算係数		荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量GJ	数値	単位	数値	熱量GJ

第２表　エネルギー使用量と密接な関係を持つ値

	年度	対前年度比（%）
エネルギー使用量と密接な関係を持つ値 （名称：　　）（単位：　　）	Ⓐ	

第３表　エネルギー消費原単位

	年度	対前年度比（%）
原単位＝ エネルギーの使用量（原油換算kl）（Ⓑ－１）／エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（Ⓐ）		
原単位＝ エネルギーの使用量（原油換算kl）（⑩－２）／エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（Ⓐ）		

第４表　複数の種類の値を用いてエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を算定した場合の算定手法、エネルギー消費原単位の算定方法を変更した場合の理由

第５表　過去５年度間のエネルギー消費原単位の変化状況

１　エネルギー消費原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間 平均原単位変化
エネルギー消費原単位						
前年度比（%）		Ⓒ－１	Ⓓ－１	Ⓔ－１	Ⓕ－１	
荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位						
前年度比（%）		Ⓒ－２	Ⓓ－２	Ⓔ－２	Ⓕ－２	

2　非化石エネルギーの使用状況

2－1　非化石エネルギー自動車の使用割合（車両総重量８ｔ以下の貨物自動車）

区分		自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車						
		実績					目標年度における定量目標の目安	目標
		年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
電気自動車	①	台	台	台	台	台		台
水素自動車 （燃料電池自動車を含む）	②	台	台	台	台	台		台
プラグインハイブリッド自動車	③	台	台	台	台	台		台
専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車	④	台	台	台	台	台		台
非化石エネルギー自動車の合計	⑤＝①+②+③+④	台	台	台	台	台		台
自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車の合計	⑥	台	台	台	台	台		台
ハイブリッド自動車 （参考）	⑦	台	台	台	台	台		台
電動車割合 （参考）	（①+②+③+⑦）／⑥	%	%	%	%	%		%
非化石エネルギー自動車割合	⑤／⑥	%	%	%	%	%	%	%

2－2　バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る情報

燃料の種類 （バイオ燃料又は合成燃料）	混合割合	バイオ燃料又は合成燃料の使用量	台数
	%	kl	台
	%	kl	台

２－３　その他非化石エネルギー自動車（車両総重量８ｔ以下）への転換に関する事項及び参考情報

２－４　充電設備の設置数（車両総重量８ｔ以下の貨物自動車）

充電設備の設置数	目標 年度	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の台数（①＋③）
口		台

２－５　その他充電設備の設置数等に関する事項及び参考情報

２－６　非化石エネルギー自動車の使用割合（車両総重量８ｔ超の貨物自動車）

区分		自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車					
		実績					目標
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
電気自動車	①	台	台	台	台	台	台
水素自動車 （燃料電池自動車を含む）	②	台	台	台	台	台	台
プラグインハイブリッド自動車	③	台	台	台	台	台	台
専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車	④	台	台	台	台	台	台
非化石エネルギー自動車の合計	⑤＝①+ ②+③+④	台	台	台	台	台	台
自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車の合計	⑥	台	台	台	台	台	台
ハイブリッド自動車 （参考）	⑦	台	台	台	台	台	台
電動車割合 （参考）	（①+②+ ③+⑦）／ ⑥	%	%	%	%	%	%
非化石エネルギー自動車割合	⑤／⑥	%	%	%	%	%	%

２－７　バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る情報

燃料の種類 （バイオ燃料又は合成燃料）	混合割合	バイオ燃料又は合成燃料 の使用量	台数
	%	kl	台
	%	kl	台

２－８　その他非化石エネルギー自動車（車両総重量８ｔ超）への転換に関する事項及び参考情報

第６表　エネルギーの消費原単位が改善できなかった場合及び非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

１　過去５年度間のエネルギー消費原単位が年平均１％以上改善できなかった場合（イ）又はエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由
（ロ）の理由

２　非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

第７表　エネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

１　共通的な取組

<table>
<tr><td>対象項目</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">取組方針の
作成とその効果等
の把握</td><td>取組方針の策定
□　策定している
□　策定していない</td><td>責任者の配置実施中
□　全ての部門で設置している
□　大半の部門は設置している
□　一部だけ実施している
□　実施していない</td><td>計画の策定
□　全てで実施している
□　大半で実施している
□　一部だけ実施している
□　実施していない</td><td>報告と指示
□　全てで実施している
□　大半で実施している
□　一部だけ実施している
□　実施していない</td></tr>
<tr><td>社内研修体制の整備

□　整備済み
□　整備中
□　未整備</td><td>エネルギー使用実態等のより正確な把握

□　実施している
□　実施していない</td><td>エネルギー使用実態等の把握方法の定期的確認
□　実施している
□　実施していない</td><td>燃料使用量の情報提供及び算定方法

□　情報提供なし
□　情報提供あり－燃料法
□　情報提供あり－燃費法
□　情報提供あり－トンキロ法
※　割合の多いものを選択</td></tr>
<tr><td rowspan="2">輸送効率向上の
ための措置</td><td>商品や荷姿の標準化

□　該当なし
□　全てで実施している
□　大半で実施している
□　一部だけ実施している
□　実施していない</td><td>製品や包装資材の軽量化、小型化

□　該当なし
□　全てで実施している
□　大半で実施している
□　一部だけ実施している
□　実施していない</td><td>輸送ルートの工夫

□　全てで実施している
□　大半で実施している
□　一部だけ実施している
□　実施していない</td><td>燃費向上のための貨物の輸送の見直し

□　実施している
□　一部実施している
□　実施していない</td></tr>
<tr><td>計画的な貨物の輸送

□　実施している
□　一部実施している
□　実施していない</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>荷主との
連携</td><td>貨物の輸送頻度等の見直し
□　全てで実施している
□　大半で実施している
□　一部だけ実施している
□　実施していない</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

2　主に企業向けの大口貨物の配送　　有・無

対象項目				
大口貨物の配送効率向上	積み合わせ輸送の利用 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	適正車種の選択 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	時間的猶予の確保 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	エコドライブの推進 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない
	自営転換の推進 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	鉄道および船舶の活用の推進 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	車両等の大型化 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	

3　主に消費者向けの小口貨物の配送　　有・無

対象項目				
小口貨物の配送効率向上	日時や受取場所の指定 □ 輸送事業者が対応不可 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	日時や受取場所の通知・変更への対応 □ 輸送事業者が対応不可 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	同梱やまとめ送りの促進 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	
	再配達削減のための取組			
	消費者への啓発の取組			

第８表　その他実施した措置

１　エネルギーの使用の合理化に関する事項

措　置　の　概　要

２　非化石エネルギーへの転換に関する事項

措　置　の　概　要

３　電気の需要の最適化に関する事項

措　置　の　概　要

第９表　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

報告年度：　　年度

１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量	t－CO2

２　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

３　権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

上記１又は２の報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第１項の請求に係るものであることの有無 （該当するものに○をすること）	１．有 ２．無	地球温暖化対策の推進に関する法律第32条第１項の規定による提供の有無 （該当するものに○をすること）	１．有 ２．無

荷主認定－総括表　認定管理統括荷主及び管理関係荷主において、貨物の輸送量が令第１２条第２項に定める数値以上の荷主の一覧

１　認定管理統括荷主

認定管理統括荷主番号	認定管理統括荷主の名称	法人名	法人名（英語表記）	法人番号	銘柄コード

２　管理関係荷主

管理関係荷主番号	管理関係荷主の名称	法人名	法人名（英語表記）	法人番号	銘柄コード

荷主認定－第１表　認定管理統括荷主及び管理関係荷主の名称等

認定管理統括荷主番号又は認管理関係荷主番号									
特定荷出者番号									
事業者の名称									
法人番号									
主たる事務所の所在地	〒 電話（　　－　　－　　）								
代表者の役職名									
代表者の氏名									
主たる事業									
細分類番号									
主たる事業を所管する大臣									

荷主認定－第２表　エネルギー使用量等

１　エネルギーの使用量及び荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

識別	区分		算定方法		エネルギー使用量 熱量GJ	荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量	
				前年度からの変更		連携分を除いたエネルギー使用量 GJ	連携分のエネルギー使用量 GJ
	自家輸送	貨物自動車（　　）		有／無			
		その他（　　）		有／無			
		貨物自動車（　　）		有／無			
		貨物自動車（　　）		有／無			
	委託輸送	貨物自動車（　　）		有／無			
		貨物自動車（　　）		有／無			
		貨物自動車（　　）		有／無			
		船舶（　　）		有／無			
		船舶（　　）		有／無			
		鉄道（　　）		有／無			
		航空機（　　）		有／無			
合　計　GJ							
うち非化石　GJ							
原油換算 kl					⑧－１	⑧－２	
うち非化石　kl							
前年度原油換算 kl							
対前年度比（%）							

補足　エネルギー使用量の算定方法に関して

付表１　燃料法によるエネルギー使用量等の算定

識別	区分			エネルギー使用量		荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量			
						連携分を除いたエネルギー使用量GJ		連携分のエネルギー使用量GJ	
				数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ
	自家輸送	貨物自動車（　　）	揮発油	kl		kl		kl	
			軽油	kl		kl		kl	
			（　　）						
			（　　）						
		その他（　　）	（　　）						
			（　　）						
	委託輸送	貨物自動車（　　）	揮発油	kl		kl		kl	
			軽油	kl		kl		kl	
			（　　）						
			（　　）						
		船舶（　　）	Ａ重油	kl		kl		kl	
			Ｂ・Ｃ重油	kl		kl		kl	
			（　　）						
		鉄道（　　）	軽油	kl		kl		kl	
			電気	千kWh		千kWh		千kWh	
			（　　）						
		航空機（　　）	ジェット燃料油	kl		kl		kl	
			揮発油	kl		kl		kl	
			（　　）						
合計									

補足　燃料法によるエネルギー使用量の算定に関して

付表２　燃費法によるエネルギー使用量等の算定

識別	区分			輸送距離(km)	エネルギー使用量		荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量				(参考)平均燃費
							連携分を除いたエネルギー使用量GJ		連携分のエネルギー使用量GJ		
					数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	
	自家輸送	貨物自動車（　）	揮発油		kl		kl		kl		km/l
			軽油		kl		kl		kl		km/l
			（　）								
			（　）								
		その他（　）	（　）								
			（　）								
	委託輸送	貨物自動車（　）	揮発油		kl		kl		kl		km/l
			軽油		kl		kl		kl		km/l
			（　）								
			（　）								
		船舶（　）	Ａ重油		kl		kl		kl		km/l
			Ｂ・Ｃ重油		kl		kl		kl		km/l
			（　）								
		鉄道（　）	軽油		kl		kl		kl		km/l
			電気		千kWh		千kWh		千kWh		km/千kWh
			（　）								
		航空機（　）	ジェット燃料油		kl		kl		kl		km/kl
			揮発油		kl		kl		kl		km/kl
			（　）								
合計											

補足　燃費法によるエネルギー使用量の算定に関して

付表３　トンキロ法によるエネルギー使用量等の算定

識別	区分				輸送量（千トンキロ）	エネルギー使用量		荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量				（参考）平均積載率	（参考）エネルギー消費原単位（kl/トンキロ）
								連携分を除いたエネルギー使用量GJ		連携分のエネルギー使用量GJ			
			燃料	最大積載量（kg）		数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ		
	自家輸送	貨物自動車（　）	揮発油	～499		kl		kl		kl		%	
				500～1,499		kl		kl		kl		%	
				1,500～		kl		kl		kl		%	
			軽油	～999		kl		kl		kl		%	
				1,000～1,999		kl		kl		kl		%	
				2,000～3,999		kl		kl		kl		%	
				4,000～5,999		kl		kl		kl		%	
				6,000～7,999		kl		kl		kl		%	
				8,000～9,999		kl		kl		kl		%	
				10,000～11,999		kl		kl		kl		%	
				12,000～16,999		kl		kl		kl		%	
				17,000～		kl		kl		kl		%	
			その他（　）	（　　）		kl		kl		kl			
		その他（　）	（　　）										
			（　　）										
	委託輸送	貨物自動車（　）	揮発油	～499		kl		kl		kl		%	
				500～1,499		kl		kl		kl		%	
				1,500～		kl		kl		kl		%	
			軽油	～999		kl		kl		kl		%	
				1,000～1,999		kl		kl		kl		%	
				2,000～3,999		kl		kl		kl		%	

				4,000～5,999		kl		kl		kl		%	
				6,000～7,999		kl		kl		kl		%	
				8,000～9,999		kl		kl		kl		%	
				10,000～11,999		kl		kl		kl		%	
				12,000～16,999		kl		kl		kl		%	
				17,000～		kl		kl		kl		%	
			その他（　）	（　　）		kl		kl		kl			
		船舶	（　　）										
			（　　）										
		鉄道	（　　）										
		航空機	（　　）										
合計													

補足　トンキロ法によるエネルギー使用量の算定に関して

１－２　証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

クレジット特定番号等	無効化及び償却日又は移転日	非化石エネルギー量
		kWh
		kWh
		kWh

備考　１　本表は、証書等の種別ごとに記載すること。
２　算定に用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
３　証書等は、無効化及び償却日又は移転日ごとに記載すること。
４　クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。
５　無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。
６　非化石エネルギー量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
７　本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

１－３　電気供給事業者から購入した電力の種別及び非化石割合に係る情報

メニュー名	使　用　量		非化石メニューにおける非化石割合又は非化石証書使用状況
１．	kWh	kl	%
２．	kWh	kl	%
３．	kWh	kl	%

２　荷主連携省エネルギー措置の実績

２－１　荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

２－２　荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量の算出の方法

２－３　荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		荷主連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		荷主連携省エネルギー措置に係る換算係数		荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量GJ	数値	単位	数値	熱量GJ

荷主認定－第３表　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

報告年度：　　年度

１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量	t－CO2

２　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

３　権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

上記１又は２の報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第１項の請求に係るものであることの有無 （該当するものに○をすること）	１．有 ２．無	地球温暖化対策の推進に関する法律第32条第１項の規定による提供の有無 （該当するものに○をすること）	１．有 ２．無

備　考

１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

３　報告書冒頭の※印を付した欄は記入しないこと。

４　報告書冒頭の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記入すること。

５　「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該荷主において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

６　作成担当者連絡先の欄には、本報告書の作成を担当した者の氏名、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスを記入すること。

７　第１表、付表１、付表２及び付表３の「自家輸送」とは自家用貨物自動車による貨物の輸送、「委託輸送」とは事業用貨物自動車による貨物の輸送をいう。また、第１表並びに付表１、付表２又は付表３の「エネルギー使用量」は、認定管理統括荷主にあっては、当該認定管理統括荷主及びその管理関係荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量とする。

８　第１表の識別の欄には、付表１、付表２及び付表３の識別の欄と共通の番号を記入すること。

９　第１表の区分の欄の（　）内には、専用便等その区分を特徴付ける名称を記入すること。

１０　第１表のエネルギー使用量の算定範囲について説明した資料を添付すること。この説明資料については図等を用いることとし、図等には識別番号を付すこと。

１１　第１表補足の欄には、エネルギー使用量の算定方法等を前年度から変更した場合に、その理由等を記入すること。

１２　付表１の「燃料法」とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算する方法をいう。

１３　付表１の区分の貨物自動車、船舶、鉄道及び航空機の下の欄の（　）内には、専用便等その区分を特徴付ける名称を記入すること。

１４　付表１の区分の揮発油及び軽油等の下の欄には、当該区分に掲げる燃料以外の燃料を使用した場合にその燃料の種類を（　）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。

１５　付表１のエネルギー使用量の欄には、エネルギーの種類ごとに固有単位での値と熱量換算した値を記入すること。

１６　付表１のエネルギー使用量を算出する際、経済産業大臣が定める貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法に規定する数値に代えて、当該エネルギーの使用量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該数値の根拠となる資料を添付すること。

１７　付表１補足の欄には、前年度からの算定方法の変更事項等を記入すること。

１８　付表２の「燃費法」とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物を輸送させる距離を当該貨物を輸送した貨物自動車等の燃費で除して得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算する方法をいう。

１９　付表２の区分の貨物自動車、船舶、鉄道及び航空機の下の欄の（　）内には、専用便等その区分を特徴付ける名称を記入すること。

２０　付表２の区分の揮発油及び軽油等の下の欄には、当該区分に掲げる燃料以外の燃料を使用した場合にその燃料の種類を（　）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。

２１　付表２の平均燃費の欄には、輸送距離（km）とエネルギー使用量（数値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{平均燃費} = \frac{\text{輸送距離（km）}}{\text{エネルギー使用量（数値）}}$$

２２　付表２のエネルギー使用量を算出する際、経済産業大臣が定める貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法に規定する数値に代えて、当該エネルギーの使用量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該数値の根拠となる資料を添付すること。

２３　付表２補足の欄には、前年度からの算定方法の変更事項等を記入すること。

２４　付表３の「トンキロ法」とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物の重量に当該貨物を輸送させる距離を乗じて得られる量と当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用量との関係を示す数式として適切と認められるものを用いて当該エネルギー使用量を算定し、当該貨物ごとに算定

した量を合算する方法をいう。

２５　付表３のエネルギー消費原単位の欄には、輸送量（千トンキロ）とエネルギー使用量（kl）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{エネルギー消費原単位（kl／トンキロ）} = \frac{\text{エネルギー使用量（kl）}}{\text{輸送量（千トンキロ）} \times 1000}$$

２６　付表３のエネルギー使用量を算出する際、経済産業大臣が定める貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法に規定する数値に代えて、当該エネルギーの使用量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該数値の根拠となる資料を添付すること。

２７　付表３補足の欄には、前年度からの算定方法の変更事項等を記入すること。

２８　第２表の「エネルギー使用量と密接な関係を持つ値」の欄には、輸送量（これに相当する金額を含む。）その他の貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その名称及び単位を（　）内に記入すること。いずれを選択するかについては、原則として年間を通じ同一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてその際に記載したものと同一のものを記載すること。

２９　第３表の「原単位」とは、単位輸送量等当たりのエネルギー消費量をいう。

３０　第５表の上段の欄には、当該年度を含む直近５年間の年度を記入すること。また、「エネルギー消費原単位」及び「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。

３１　第５表の「５年度間平均原単位変化」の欄には、過去５年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の４乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり（荷主連携省エネルギー措置を踏まえた場合、「－１」を「－２」と読み替えるものとする。）。

$$\text{５年度間平均原単位変化（\%）} = \left((\text{Ⓒ} - 1) \times (\text{Ⓓ} - 1) \times (\text{Ⓔ} - 1) \times (\text{Ⓕ} - 1) \right)^{1/4} \quad (\%)$$

３２　第５表の「荷主専属用輸送」とは、次に掲げる輸送をいう。

一　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）第２条第２項に規定する一般貨物自動車運送業の用に供する自動車による貨物の輸送のうち特定の荷主の専属として行う貨物の輸送

二　同条第３項に規定する特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車による貨物の輸送

３３　「非化石エネルギー自動車」とは、電気事業者、水素自動車（燃料電池自動車を含む）、プラグインハイブリッド自動車及び専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車をいい、それぞれ値を記入すること。また、ハイブリッド自動車についても、できる限り記入すること。

３４　第６表は、（イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記入すること。ただし「（ロ）の理由」が「（イ）の理由」と同様になる場合には、「（イ）と同じ」と記入してもよい。

３５　第７表は、選択する項目について該当するものに■印を付すこと。

３６　第９表の１の上段の欄には、当該年度を記入すること。

３７　第９表のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

３８　第９表の「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容」の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

３９　第９表の３の「１．有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

４０　電気需要の最適化に関する措置は、参考情報として記入すること。

４１　荷主認定－第２表、荷主認定－付表１、荷主認定－付表２、荷主認定－付表３、荷主認定－第３表の記入に当たっては、第１表、付表１、付表２、付表３、第９表に係る備考をそれぞれ参照すること。